

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	白石市

白石市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白石市市民経済部農林課
所在地 白石市福岡長袋字陣場が丘12-13
電話番号 0224-22-1253
FAX番号 0224-22-1258
メールアドレス norin@city.shiroishi.miyagi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」）、カルガモ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンカモシカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	白石市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度～6年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	稲	3,428 千円 322a	3,962 千円 380a	5,802 千円 548a
	豆類	—	51 千円 11a	16 千円 3a
	果樹	24 千円 7a	20 千円 6a	10 千円 2a
	飼料作物	761 千円 200a	31 千円 10a	558 千円 200a
	野菜	3,293 千円 35a	1,787 千円 58a	332 千円 20a
	いも類	877 千円 41a	792 千円 70a	1,325 千円 65a
ニホンザル	稲	585 千円 55a	208 千円 20a	212 千円 20a
	豆類	52 千円 10a	—	—
	果樹	890 千円 42a	937 千円 63a	651 千円 53a
	野菜	1,283 千円 48a	1,461 千円 56a	2,571 千円 75a
	いも類	644 千円 31a	255 千円 22a	1,115 千円 105a
ツキノワグマ	果樹	64 千円 20a	27 千円 6a	25 千円 5a
カラス	果樹	87 千円 3a	—	30 千円 1a
	野菜	20 千円 1a	757 千円 12a	559 千円 12a
カルガモ	稲	—	—	10 千円 1a
タヌキ	野菜	—	63 千円 7a	45 千円 5a
ハクビシン	果樹	87 千円 3a	136 千円 2a	—
	野菜	1,420 千円 33a	943 千円 30a	491 千円 13a
	いも類	—	110 千円 10a	106 千円 10a
ニホンジカ	稲	—	—	21 千円 2a
ニホンカモシカ	豆類	—	23 千円 5a	—
合計		13,515 千円 851a	11,563 千円 768a	13,879 千円 1140a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ：市内全域に出没し、主に稲や野菜等に被害が生じている。 掘り返しや自動車との衝突等、生活環境被害にも影響が大きい。 令和3年度に豚熱が流行し、個体数が減少したため被害も減少していたが、ワクチン散布により令和4年度以降個体数が徐々に増加し、被害も増加している。
ニホンザル：市西部の広範囲（越河地区、斎川地区、大平地区、福岡地区、小原地区）に出没し、主に果樹や野菜等に被害が生じている。 人馴れした個体も多く確認され、住家に侵入するなど人的被害のおそれもある。
ツキノワグマ：市内全域に出没し、主に果樹や飼料作物等に被害が生じている。 令和7年度においては目撃・痕跡情報が激増し、住家近くの餌場を学習した個体は人を怖がらず出没し、人的被害のおそれも高まっている。
カラス：市内全域に出没し、果樹や野菜に被害が生じている。
カルガモ：市内全域に出没し、稲に被害が生じている。
タヌキ：市内全域に出没し、野菜に被害が生じている。
ハクビシン：市内全域に出没し、主に野菜に被害が生じている。
ニホンジカ：市北西部（福岡地区、小原地区）に出没し、近年は稲に被害が生じ始めた。
ニホンカモシカ：市内全域に出没し、大きな被害は生じていないが、目撃情報が寄せられるようになった。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	金額	面積	金額	面積
鳥獣の種類				
イノシシ	8,043 千円	838a	7,238 千円	754a
ニホンザル	4,549 千円	253a	4,094 千円	227a
ツキノワグマ	25 千円	5a	22 千円	4a
カラス	589 千円	13a	530 千円	11a
カルガモ	10 千円	1a	9 千円	1a
タヌキ	45 千円	5a	40 千円	4a
ハクビシン	597 千円	23a	537 千円	20a
合計	13,858 千円	1,138a	12,470 千円	1,021a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲 予察捕獲	狩猟者が減少し、高齢化が進んでいること 活動経費が増加していること 実践的な技術を訓練する場が不足していること
防護柵の設置等に関する取組	電気柵 ワイヤーメッシュ柵 トタン柵 花火による追い払い 銃器による追い払い	設置後の維持管理がおろそかになっていること 更新に費用がかかること 人馴れして効果が薄い個体や群れがあること
生息環境管理その他の取組	放任された誘引樹木（カキ、クリ等）の伐採	空き家や耕作放棄地が増加しており、地域ぐるみの対策となっていないこと

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

狩猟免許取得、わな購入、猟銃購入に対する補助事業により狩猟者への支援 防除柵設置に対する補助、追い払い花火の配布により自主的防除体制の確立 ICTの活用による捕獲、処理の効率化 研修会の開催、パンフレットの配布による防除、環境整備の啓発

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策

の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

白石市農作物有害鳥獣対策協議会：関係機関との連絡調整 農作物等の被害調査 白石市鳥獣被害対策実施隊への捕獲 依頼
白石市鳥獣被害対策実施隊：捕獲活動の実施

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	狩猟免許取得、わな購入、猟銃購入に対する補助事業 防除対策
令和9年度	カラス カルガモ タヌキ	生息環境整備
令和10年度	ハクビシン ニホンジカ	

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
直近3年の捕獲実績及び対象鳥獣による農作物、生活環境被害を総合的に勘案し、生態系に影響を及ぼさない程度に設定する

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	2,000	2,000	2,000
ニホンザル	100	100	100
ツキノワグマ	被害防除対策を行ってもなお、捕獲以外に被害を防ぐことができない場合に捕獲を行う		
カラス	100	100	100
カルガモ	100	100	100
タヌキ	100	100	100
ハクビシン	100	100	100
ニホンジカ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段：箱わな、くくりわな、囲いわな、銃器（散弾銃、ライフル銃、空気銃）</p> <p>捕獲時期：通年（イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ） 春季、秋季予察（カラス、カルガモ）</p> <p>捕獲場所：市内全域</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>くくりわなで捕獲した大型個体の止めさしをする場合に距離を確保したうえで射撃が必要となるためライフル銃を用いる</p> <p>また、危険鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ）が生活圏内に出没し、人身被害の危険性が認められる場合で、緊急に捕獲を行う場合にも用いる</p>

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
白石市	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ タヌキ ハクビシン ニホンジカ ニホンカモシカ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン柵 30か所 5,000m	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン柵 30か所 5,000m	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン柵 30か所 5,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ タヌキ ハクビシン ニホンジカ ニホンカモシカ	設置済侵入防止柵の維持管理、修繕、更新		
ニホンザル	花火、銃器による追い払い		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

令和8年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	研修会の開催、パンフレットの配布による防除対策、生息環境整備の啓発 花火、銃器による追い払い
令和9年度	カラス カルガモ タヌキ	
令和10年度	ハクビシン ニホンジカ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

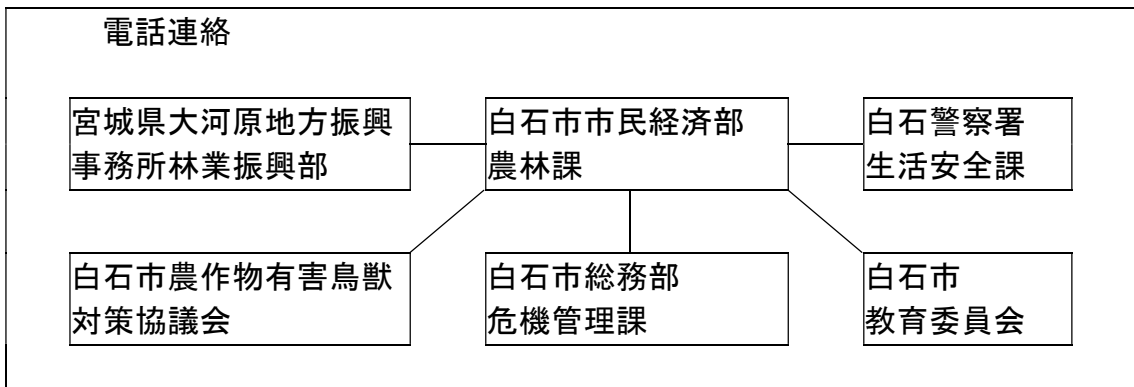
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部	捕獲に関する助言指導
白石警察署	安全確保、パトロール、銃猟に関する助言
東北地方環境事務所	危険猟法時の許可
(同) 東北野生動物保護管理センター	麻酔銃等での捕獲、助言
白石市教育委員会	学校等への連絡
白石市危機管理課	安全確保、避難誘導
白石市総務課	住民への注意喚起、パトロール車による広報
白石市市長公室、財政課、 企画政策課	記録
白石市建設課、都市創造課	交通制限、道路管理者との調整
白石市農林課	現場の指揮、関係者との調整
白石市農作物有害鳥獣対策協議会	同上
白石市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、処理

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、現地埋設により処理する
 焼却処理については有害鳥獣解体場の利用により効率化を図る
 イノシシ埋設および運搬の際には豚熱感染拡大防止に努める

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害対策特別措置法に基づき、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの出荷制限が指示されており、解除された場合に検討する
ペットフード	現状では予定なし、今後も情報収集を行い検討する
皮革	現状では予定なし、今後も情報収集を行い検討する
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状では予定なし、今後も情報収集を行い検討する

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現状では予定なし、今後も情報収集を行い検討する

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状では予定なし、今後も情報収集を行い検討する

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白石市農作物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
白石市	事務局、情報収集、個体管理の実施
みやぎ仙南農業協同組合	被害対策のための情報提供
(一社)宮城県猟友会刈田支部	捕獲者の統括管理
白石蔵王森林組合	被害対策のための情報提供
宮城県農業共済組合	被害の情報収集
宮城県大河原農業改良普及センター	被害対策のための情報提供
自然保護員	鳥獣保護管理に係る情報提供
白石市鳥獣被害対策実施隊	捕獲等の実施
地区鳥獣被害対策実施組織	防護柵設置、管理、効果の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

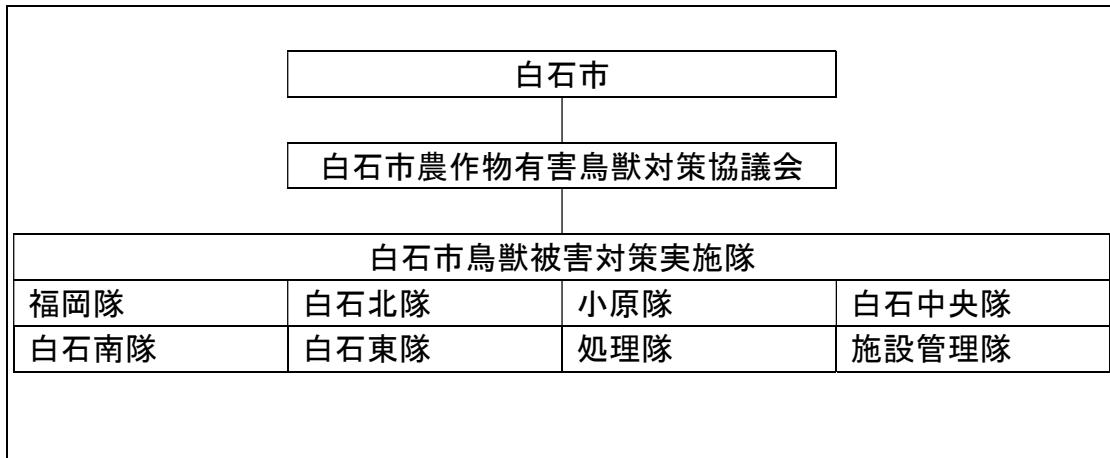
関係機関の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部	情報収集、鳥獣に関する助言指導
白石警察署	法令等に基づく安全管理

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項



- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

ニホンザル対策については、南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会と連携して必要な対策を講じる

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。